

JPTA 認定プロコーチライセンス認定ロゴ使用規約について

【規約の目的】

JPTA 認定プロコーチライセンス認定ロゴ使用規約（以下「本規約」といいます。）は、公益社団法人日本プロテニス協会（以下、当協会）の認定する JPTA 認定プロコーチライセンス資格を保有する証明として当協会が発行した資格認定用ロゴ（以下、認定ロゴ）の使用について定めたものです。

JPTA 認定プロコーチライセンス資格保有者（以下「資格保有者」といいます。）は本規約に同意し遵守する事を条件に、認定ロゴを定められた方法及び許諾された目的で 사용할 ことができます。

【権利】

認定ロゴに関する一切の権利はすべて当協会に帰属します。

【使用目的及び使用条件】

- ・ Web ページ及び紙媒体の制作物において、資格保有者自身が、JPTA 認定プロコーチライセンスを保有していることの証明を目的とした場合のみ使用できます。
- ・ 資格保有者自身が保有している資格種別に対応した認定ロゴのみ使用できます。
- ・ 認定ロゴとともに、資格保有者の氏名、保有資格など、資格保有者を特定できる情報を表示してください。

【使用申請時の手続き】

資格保有者は、下記の方法により事前に当協会に申請し許諾を得ることで、認定ロゴを使用することができます。

- 1) 認定ロゴを使用するには、別に定める使用許可申請書を提出すること
- 2) 当協会から許諾を受けたうえで、当協会より提供するデータを使用すること
- 3) 印刷物等の制作物に使用する場合は、制作段階で当協会に内容の確認を求めること
- 4) Web サイトへの使用の場合は、該当する Web ページの公開前に当協会に内容の確認を求めること

【注意事項】

- ・ 資格保有者が資格を喪失した場合、または当協会を退会した場合など、申請時との相違が発生した場合には、その時点で速やかに認定ロゴの使用を取りやめること
- ・ 認定ロゴの使用目的または使用方法が適切でないときは使用を中止させることがあること

【禁止事項】

当協会ロゴについて、下記の行為をすることを禁止しております。

- ・ 当協会に承認された目的・態様以外での使用をすること
- ・ 減色、回転、トリミング、他の画像との合成などの改変をすること
- ・ 無断使用並びに、類似や想起を喚起するような方法で使用する こと

- ・反社会的な組織、及びそれらの組織に属している者が使用すること
- ・認定ロゴを使用して作成した制作物の商標登録をすること
- ・商品名、サービス名、商標、企業名等の一部として使用すること
- ・当協会または当協会事業の誹謗中傷、または当協会の社会低評価を低下させるような目的・態様で使用する
- こと
- ・反社会的な目的及び内容、わいせつまたは公序良俗に反する目的及び内容で当協会ロゴを使用すること
- ・その他、当協会の裁量で不適切と判断する場合目的・態様で使用する

【使用者の責任】

使用者は、認定ロゴを使用したことに起因して、当協会が直接的又は間接的に何らかの損害、損失、不利益を被った場合、当協会の請求にしたがって直ちにこれを補償する責任を負うものとします。

【免責事項】

- ・当協会は、認定ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。